

# 親子交流を支援する民間団体があります

## ～子どもの健やかな成長のために、安全・安心な親子交流を～

- ・ 親子交流の合意はしたけど、どう実施すればいいかわからない・・・
  - ・ 親子交流をするときに別れた相手とは会いたくない
  - ・ 別れた相手と子どもはしばらく会っていないからいきなり2人きりでの親子交流は不安・・・
- などのお悩みがあるときは・・・

### **「親子交流支援団体」があります！**

○親子交流とは（面会交流と呼ばれることもあります）  
：子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流について詳しく  
知りたい方はこちら



<法務省パンフレット>

※DVや虐待などの事情があり、親子交流を実施することで危険が生じるなどの場合にまで、親子交流をしなければならぬものではありません。

※本リーフレットは、親子交流を実施するための一つの方法として、支援団体を活用できることを紹介するものであり、父母間で協力でき第三者の支援がなくても親子交流を実施できる場合にまで、支援団体を利用することを推奨するものではありません。

親子交流支援団体は、例えば・・・

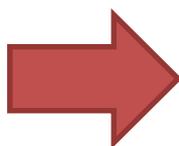
- ・ **父母間の連絡調整**：具体的な日時や場所等を決めるための連絡を代わりに行う
  - ・ **子の受渡し支援**：子どもの受渡しを代わりに行う
  - ・ **見守り支援**：親子交流の場に付き添い、親子交流を見守る
- など様々な支援を行っている民間の団体です。

## 親子交流支援団体を利用する前に

**親子交流支援団体は民間の団体であり、提供できる支援内容は様々であるほか、利用には団体所定の料金がかかることがあります。**

**事前に支援団体に相談し、支援内容や利用料金などを確認**したうえで利用しましょう。

親子交流支援団体  
はどのように探せばいいの？



法務省では親子交流  
支援団体の**一覧表**を  
作成しています



<一覧表>

○親子交流支援団体向けの**参考指針**があります。



<参考指針>

法務省のHPでは、離婚をするときに考えておくべき事を紹介しています。



法務省  
MINISTRY OF JUSTICE



チルドレン・ファースト 1